

事 務 連 絡

令和 3 年 2 月 15 日

会員構成員会社社長 様

(一社) 日本医薬品卸売業連合会

事 務 局

消費税転嫁対策特別措置法の失効に伴う  
転嫁・表示カルテルの適用除外制度の廃止に関するお知らせ

標記について、別紙のとおり、公正取引委員会事務総局取引部取引企画課消費税転嫁対策調査室より当連合会宛に通知がありました。

消費税表示カルテルについては、消費税の適正な転嫁を確保する観点から、平成 26 年に当連合会が公正取引委員会に届け出を行い受理されたものであります。これにより、会員構成員各社が一斉に薬価の本体価格からの値引き率を表示して価格交渉を行うことが認められ、単品単価契約が促進される等、医療用医薬品の流通改善に一定の効果があったものと考えておりますが、本年 3 月 31 日をもって、当該カルテルの適用期間が終了することとなります。

消費税表示カルテルの適用期間終了後の医療機関等との価格交渉においては、医薬品の価値に見合った適正な市場実勢価格の形成を図るという観点を踏まえ、取引先のご理解ご協力を得ながら個別に行っていただくようお願い申し上げます。

なお、公正取引委員会からの通知につきましては、貴社の関係者へのご周知をよろしくようお願い申し上げます。

事務連絡  
令和3年1月25日

転嫁・表示カルテル届出者 各位

公正取引委員会事務総局  
取引部取引企画課消費税転嫁対策調査室

消費税転嫁対策特別措置法の失効に伴う  
転嫁・表示カルテルの適用除外制度の廃止に関するお知らせ

貴台におかれましては、消費税の円滑かつ適正な転嫁の確保のための消費税の転嫁を阻害する行為の是正等に関する特別措置法（平成25年法律第41号。以下「消費税転嫁対策特別措置法」という。）第12条の規定に基づき、当委員会に対し、消費税の転嫁又は表示の方法の決定に係る共同行為（以下「転嫁・表示カルテル」といいます。）の届出をされているところですが、令和3年3月31日限りで同法が失効すると同時に（同法附則第2条第1項）、届出に係る転嫁・表示カルテルが私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）の適用除外となる期間も終了することとなりますので、お知らせします。

これに伴う転嫁・表示カルテルの廃止届出書の提出は不要ですので、その旨も併せてお知らせします。

消費税転嫁対策特別措置法の失効後は、消費税の転嫁及び表示の方法については、各事業者において御判断いただくこととなりますので、独占禁止法に違反することがないように、法令遵守をよろしく願います。

なお、消費税転嫁対策特別措置法の失効後も、失効前の転嫁拒否等の行為について、調査、指導等の対象とすることができるとされており（同法附則第2条第2項）、公正取引委員会では、引き続き転嫁拒否等の行為に関する相談窓口を設置し、転嫁拒否行為に対しては迅速かつ適正な対応を行うこととしています。

御不明の点がございましたら、下記担当までお問い合わせください。

【担当】公正取引委員会事務総局  
取引部 取引企画課 消費税転嫁対策調査室  
繁澤，横井，平野  
電話 03-3581-1891（直通）